

宅建業法一部改正に伴うお知らせ

宅地建物取引業の業務の適正な実施を確保するため、「宅地建物取引主任者」という名称を「宅地建物取引士」に変更し、宅地建物取引士の業務処理の原則等を規定する宅地建物取引業法の一部を改正する法律が平成26年6月25日に公布され、平成27年4月1日から施行されることとなりました。
改正に伴う変更のポイントは、下記のとおりです。

平成27年4月1日以降 変更のポイント

1. 「宅地建物取引主任者」の名称が「宅地建物取引士」に変わります。
2. 「宅地建物取引主任者証」も「宅地建物取引士証」に変わります。
 - 「宅地建物取引士」とは、「宅地建物取引士証」の交付を受けた者をいいます。
 - **平成27年4月以降も、お持ちの「宅地建物取引主任者証」は、「宅地建物取引士証」とみなされ有効です！**
 - ★それでも「宅地建物取引主任者証」を「宅地建物取引士証」へ切り替えを希望する方は、平成27年4月以降の決められた申請期間に、再交付申請を行ってください（再交付手数料 4,500円が必要となります）。
3. 法定講習の内容が変わります。
 - 講習時間が「おおむね5時間」から「おおむね6時間」に変わります。
 - 講習受講料が、11,000円から12,000円に変わります。
4. 暴力団員または暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者は、宅地建物取引士の登録ができません。